

鎌倉時代中尊寺略史の試み

菅野文夫*

はじめに

平泉中尊寺には、鎌倉から南北朝期を主とする数10点の中世文書が伝来している。これをもとに、これまで藤原氏時代のさまざまなことがらが論じられ、また鎌倉幕府による平泉支配が検討されてきた。後者の研究の基礎となったのが高橋富雄(1973)で、奥州合戦後幕府は惣別当において平泉の寺院と僧侶を支配してきたことを明らかにし、長くこれが通説となってきた(大石直正1988など)。近年では佐藤建治(2005)が、弘安10(1287)年の時点で幕府は中尊寺・毛越寺双方を管轄する惣別当体制を廃し、両寺それぞれに惣別当を任命する新体制に移行したことを指摘し、通説に重要な修正をほどこしている。また遠藤巖(1974)は、平泉寺院の統括者である惣別当の歴代を明らかにしたが、考察の過程で鎌倉期の主なできごとを列挙している。本稿は遠藤に学びつつ、いわば年表をつくるように中尊寺の鎌倉時代史を整理し概観することを意図している。

さしあたり、遠藤論文による惣別当の就任順で便宜的に時期を区切った。惣別当の経歴などについては、遠藤および平雅行(2000)に依拠しており、独自の考察はほとんどない。平論文では、天台系の惣別当について精緻な考察がなされている。

史料はとくにことわらない限り「中尊寺文書」として知られているもので、もっとも完備した史料集である『平泉町史』(「史料編一」平泉町、1985年)の掲載番号を付した。なかでも文永元(1264)年10月25日関東下知状(『平泉町史』28号、以下町史28と表記)、文永9(1272)年6月23日関東下知状(町史29)、建武元(1334)年8月日中尊寺衆徒言上状(町史61)には重要な記載が数多くみられ、本稿でくり返し掲出することをあらかじめおことわりしておく。文永元年関東下知状は現在は「住心院文書」として伝えられているが、中尊寺衆徒に与えられたものである。建武元年言上状は、衆徒自身の手になる中尊寺略史ともいべき性格を有する。

なお本稿では惣別当の語を、これまでの研究にしたがって、平泉寺院の寺務の統括者(弘安10年以降は中尊寺・毛越寺それぞれの寺務の統括者)の意で用いるが、この語がみえるのは建武元年言上状以外には弘長2(1262)年4月1日座主下知状案(町史27)と寛正2(1461)年11月15日関山三季講演山外廻状案(町史96)のみである。前者は興味深い史料だが後述するように検討が必要であり、後者は時代が下りすぎる。他の史料では、たとえば文永元年・同9年の関東下知状、あるいは正応元(1288)年金色堂覆堂棟札(町史36)・嘉元元(1303)年経蔵棟札(町史補8)

* 岩手大学教育学部日本史学研究室

でも、たんに別当と表記されており、これが当時の呼称だったと思われる。

1 節 賢祐・印鑿・定豪・定親

初代惣別当密蔵坊賢祐は鎌倉初期の幕府の「宿老僧」（『吾妻鏡』建久4年3月13日条）のひとりで、鶴岡八幡供僧と推定されている。次の理乗坊印鑿の経歴ははっきりしない。印鑿は建保6(1218)年に平泉衆徒の訴えにより罷免され、定豪にかわる。定豪は勝長寿院別当で承久3(1221)年には鶴岡八幡別当にのぼり、後には東寺長者・東大寺別当を歴任して大僧正になった鎌倉仏教界の大物の真言僧である。定豪のあとはその法弟定親が継いだが、三浦氏と深く結びついた定親は宝治合戦を機に鎌倉を去り、宰相法印最信が惣別当に就任する。

1. 文治・建久年間の鎌倉幕府発給文書

鎌倉後期の訴訟関係文書には、現在では失われてしまったこの時期の幕府発給文書が散見される。いくつか掲げてみよう

文永元年関東下知状（町史28）には①「衆徒所進右大将家建久二年十月十日御下知状案」がみえる。「下陸奥国地頭等，可令早停止其妨，任先例，致沙汰平泉寺領事，右，地頭等寄望彼寺領致妨事，可令停止也，縦於堂塔者，為荒廢之地，雖無仏聖灯油之勤，至地頭等者，可令停止押領云々」とほぼ全文が引用されている。また同じく衆徒所進の文書に②「建久十年三月廿九日政所下文」があった。「下陸奥国伊沢郡，可早以日高林内中尊帝尺堂寺田參町，勤行仏事等事」と、宛所と事書がわかる。

文永9年関東下知状（町史29）では、衆徒行朝が小山薬師堂免田3町の権利を主張すべく③「掃部頭親能建久二年十一月十五日奉書案」と④「前別当密蔵坊同年同月十八日施行」を提出していた。惣別当側はこれらを謀書だと主張したが、「密蔵坊状者，比較雜掌所進類書之処，判形無相違，親能奉書者，雖無正文，引載彼施行之間，不及異儀」ということで、かえって寺社修理を命じられている。密蔵坊賢祐の施行状は確かなものだったのである。ただし親能奉書についていえば、遠藤論文が指摘するように、公事奉行人中原親能は建久2(1191)年11月には法住寺殿修造のため京都に滞在しており、頼朝発給文書の奉者になり得ないという問題がある。

衆徒はまた⑤文治5(1189)年9月11日状・⑥同6年6月1日状も提出していた。「衆徒所帯文治五年九月十一日・同六年六月一日状等事，状文不普通之間，為謀書之由，雜掌所申雖似有子細，謀書之条，実証不分明之間，不及沙汰矣」とある。惣別当側はこれらも「状文不普通」で謀書だと論難したが、裁許は「実証不分明」というものだった。

嘉暦2(1327)年3月日中尊寺衆徒等解（町史57）は後述するように衆徒が惣別当に堂塔修理等を求めた文書だが、ここに⑦「右大將軍御代建久御成敗」が引用されている。日付は不明だが、その内容は「平泉寺領沙汰事，可任清衡・基衡例」というものだった。

乾元2(1303)年閏4月22日朝賢置文（町史42）には、骨寺村の四至を定めた⑧右大将家御下文がみえ、それが境相論の証拠文書となっていたことは大石直正(2004)が指摘するとおりである。

以上、現在では失われてしまった8点の文書を列挙した。これらのなかには、『吾妻鏡』の記事との何らかの関わりを予想させるものがある。①は、文治5年9月17日条に、毛越寺円隆寺南大門に押すべしと頼朝が与えた壁書を想起させる。それは「於平泉内寺領者，任先例所寄附也，堂塔縦雖為荒廢之地，至仏性灯油之勤者，地頭等不可致其妨者也」というものだった。これに似た文言はその少し前、9月11日条にもあった。志波郡に滞在中の源頼朝は、平泉の住侶

源忠已講・心蓮大法師・快能らに「御下文」を出したが、そこには「寺領事、清衡之時、募置勅願円満御祈禱所之上、向後亦不可有相違」、また「寺領者、縦雖為荒廢之地、不可致地頭等妨」と書かれていた。この日付は、「状文不普通」という⑤と一致する。たんなる偶然ではなからう。⑦の「建久御成敗」が何を指すかは不明だが、文治5年10月1日条で頼朝が多賀国府に置いた張文に「於国中事者、任秀衡泰衡之先例、可致其沙汰」とあることと無関係ではあるまい。入間田宣夫(1978)がこの記事などから、幕府の対奥羽政策を先例の論理として論じたことは周知の通りである。以上のことが何を意味するのか、突き詰めて検討することは今後の課題とせざるを得ないが、⑧をとりあげて『吾妻鏡』奥州合戦記事の編纂事情を考察した大石の研究に学ぶところは多い。

2. 建保5年の訴訟

建保5(1217)年、惣別当印鑲は中尊寺・毛越寺衆徒の訴訟により改易された。建武元年言上状(町史61)に「別当理乗房印鑲非法帳(張)行之間、衆徒等訴申之日、建保五年六月廿五日被改易訖」とある。文永元年関東下知状(町史28)には、「如信濃守六月廿五日不記年号奉書者、当国中尊・毛越寺僧訴訟事、条々聞食披畢、別当職以他人可被改補也、寺僧等帰寺、如本可令安堵云々」と、6月25日信濃守奉書が引用されている。信濃守は幕府政所執事の二階堂行光で、日付の一致からこの訴訟に関わるものとしてよい(註1)。衆徒の全面勝利だが、幕府が帰寺を命じるのは衆徒の列参があったからだろう。すでに遠藤論文は、衆徒は一山逃散も辞さないほどに惣別当と対立したと指摘している。

3. 承久元年の訴訟

文永9年関東下知状(町史29)には、「雑掌帯建保・延応寺領給人注文、彼免田者、自先別当僧正坊之時、宛給坊人」とある。建保・延応年間に寺領給人注文が作成されたわけだが、建保のものは定豪が惣別当に就任した建保5年早々に作成されたと思われる。就任直後に検注をおこない、新たに坊人に免田を宛行うなどのことがあったのだろう。印鑲罷免後の体制立てなおしの一環だろうが、その過程で再度深刻な事件が起こったらしい。

文永元年関東下知状(町史28)には、承久元(1219)年6月18日清原清定奉書のことが見える。「如図書允清定承久元年六月十八日奉書者、平泉中尊寺住僧四人依別当法橋之訴訟、遂対決之処、無指罪科之間、給身暇、所被下遣也、如元可令安堵云々者」とある。また「如承久元年御下知者、中尊寺供僧四人、(中略)与別当遂対問、可安堵之由、被仰下之上、不及子細云々」ともある。図書允清定は清原清定で、二階堂光行と同じ時期に幕府の吏僚として活動している(『吾妻鏡』、『尊卑分脈』清原氏系図など)。

この清定奉書によれば、別当法橋の訴訟により中尊寺衆徒4人が拘束されたが、対決を遂げたところ4人は罪科なしとされ安堵された。衆徒と惣別当の対立の激しさは建保5年の訴訟に匹敵するが、衆徒の身柄の拘束に及んだという点で、より深刻な事態だったはずである(註2)。

ところで中尊寺衆徒を訴えた別当法橋とは誰か。惣別当定豪ではあり得ない。定豪は承元3(1209)年に法印に叙せられ、承久元(1219)年5月17日に権僧都に任じられている(「仁和寺諸院家記」華蔵院、『統群書類従』補任部)。この別当法橋は誰で、惣別当定豪とどう関わるのか。この問題を次に考えてみたい。

4. 円隆寺梵鐘銘写の「両寺別当」

元仁元(1224)年3月の日付のある円隆寺梵鐘銘写に「両寺別当権少僧都良信」「両寺別当二位禅師良禅」の名が見える(町史24)。この2人は山門系の天台僧で、良信は元仁元年から31年間

ものあいだ勝長寿院別当として鎌倉仏教界に重きをなし、また良禪は九条兼実の孫で、帰洛後は日吉社別当となった人物である。遠藤論文はこうしたことを明らかにした上で、彼らを「惣別当配下の奉行とみなした方が妥当」としており、この見解を支持したい。この時点で惣別当の2人制は考えにくいからである。

またこの年8月に勝長寿院別当に任じられた良信はともかくも、良禪の律師の僧官は、惣別当にはいささか軽い(遠藤が指摘するように「二位禪師」は律師の誤記だろう)。後述する文永年間の栄賢は権別当在任中に権律師から律師に昇進しており(町史28)、この僧官はのちの権別当にふさわしい。

ただ権別当が同時期に2人いた例も確認できない。また惣別当の法弟が権別当に任じられたと考えるのが自然だが、定豪は真言僧でありで良信・良禪は山門系天台僧である。とはいうものの、幕府は印鑿更迭後の平泉寺院支配の立てなおしに鎌倉仏教界の有力者を配置したと想定すれば、これらのことも了解できよう。承久の乱勃発に際して幕府が世上無為の祈祷を命じたのは寺門派天台僧円意、真言の定豪、山門は天台の良信、寺門派の道禪だった(『吾妻鏡』承久3年5月27日条)。定豪・良信は、鎌倉仏教界でそれぞれの法流の中堅・若手を代表する有力者だったのである。この点では文永年間の惣別当—権別当の関係を適及させる必然性はないのであって、定豪の建保・元仁年間には、惣別当のもとに両寺別当が置かれ、ともに幕府より任じられたのではないか。

さて、良信の鎌倉での活動は、平論文によれば建保4(1216)年頃から確認されるが、承久元年時点での僧位は法橋だった(同承久3年5月27日条)。承久元年の訴訟で、中尊寺衆徒4人を訴えた別当法橋はこの良信であろう。とすれば惣別当—両寺別当の新体制の初期には、衆徒とのあいだで相当の軋轢があったことになる。

5. 定豪から定親へ

承久元年の訴訟の後には、衆徒と惣別当との関係はある程度落ち着いたかに見える。中尊寺文書を通覧しても、建長年間までは大きな事件の痕跡を見つけることはできない。もちろん史料上の制約が大きい、少なくとも後の相論で先例として引かれるような出来事は見あたらない。

ただし『吾妻鏡』によればこの間、嘉禄2(1226)年11月8日に毛越寺本堂円隆寺が焼亡した(同日条)。貞永元(1232)年11月23日に、藤原清衡が建立した平泉吉祥寺が火災に遭い、本尊観音菩薩も灰燼に帰したという(同日条)。平泉の寺社には、堂塔修理の課題が重くのしかかってくる。

定豪は暦仁元(1238)年9月に死去するが、次の惣別当となったのは定豪の弟子定親で、先述の文永9年関東下知状所載寺領給人注文のうち延応年間のもは、このころ定親が惣別当として活動を開始したことを示すのだろう。

2節 最信

定親のあとに惣別当に就いた最信は足利義氏の子で、平泉両寺別当の良信の弟子となり、建長5(1253)年には勝長寿院別当に就任した山門系の天台僧である。この時期にはかの文永年間の2通の関東下知状があり、惣別当による支配の様相がそれなりに検討できる。建治3(1277)年に幕府は最信を改易したが、建武元年言上状(町史61)で衆徒はそのことを、「宰相法印最信依致非拋、建治三年六月廿三日被改易之条、御下知炳焉也」と述べている、衆徒と最信との対立は2度の裁許の後も終熄しなかったらしい。

1. 弘長2年座主某下知状

中尊寺の瑠璃光院に弘長2(1262)年4月1日付の座主某下知状が残されている(町史27)。8年間にわたり46通の訴状を18箇条にわたって裁許したもので、法会などをめぐり中尊寺衆徒と院主、また毛越寺・中尊寺両寺衆徒間の相論が繰り返されたことがわかる。藤原氏の時代にさかのぼることがらも記されるなど、その内容はすこぶる興味深い(註3)。

ただ、この裁許状の発給者が難しい。書留の文言は「依座主仰下知如件」で奉書形式だが、この座主が誰なのか。座主を戴く寺院は比叡山延暦寺をはじめいくつかあるが、それと平泉との関わりは不明である。こうした訴訟を受け付けるのは惣別当こそがふさわしく、また最信は「両寺貫首」とも称しているが(町史26)、本書では惣別当自身も相論の当事者となっており、「惣別当僧正事、当住職之一臘、為器量之仁由、衆徒雖令評奏、不可被任六十歳以下」との裁許が下されている。ところが最信は惣別当を罷免される前年の建治2(1276)年2月の時点ですら「平泉両寺別当前権大僧都法印大和尚位」と署名しており(町史30)、僧正ではあり得ない。本書に関してはなお基礎的な検討が必要だろう。

2. 文永年間の訴訟

文永元年・9年の2つの鎌倉幕府裁許状をとりあげよう(町史28・29)。鎌倉期および藤原氏の時代の平泉寺院の様相を示すものとして注目されてきた史料である(高橋富雄1973など)。堂塔修理が主要な論点のひとつで、文永元年のものには「不加堂塔以下修理事」の一項があり、「前々別当修理分者、当時不相違、所加修理也」と従来通りの修理をしてきたとする惣別当側に対して、衆徒は「如前々令修理者、争可訴申哉、当別当不法之条、建長六年衆徒進申状畢」と反論している。衆徒はすでに建長6(1254)年に、別当の修理を求める申状を出していたのである。

堂塔修理がその後一貫して最大の問題となることはいうまでもないが、その模様が具体的にわかるようになるのもこの時期からである。ただしここでは、もうひとつの争点である衆徒所帯に対する進止権について検討したい。

3. 惣別当の任符

惣別当の衆徒所帯への進止権は、具体的には、衆徒が所領を相伝する際に別当の安堵をうけ任符を給付される必要があるか否かという点が争われた。文永元年関東下知状では、惣別当側は安堵が必要であり、また「被召出代々任符、不可有其隠」とこれまでも任符を発給してきたことを主張した。対する衆徒側の言い分は、「衆徒所帯基衡・秀衡之時、有補任之供僧、又代々別当之時、有寄附之料田、本新不各別、有其欠之時者、依衆徒之挙、撰法器之仁、別当所成下知状也、准恩顧、不可号別当進退、不相論之外、不成任符」というものである。衆徒所帯は基衡・秀衡時代以来の供僧職と惣別当設置以降の料田とに大別され、「有其欠之時」は衆徒の推挙をもとに別当が下知状を成してきたが、それは別当の進退と号すべきものではない。別当が任符を下すのは、衆徒間の相論を惣別当が裁許した場合に限定される、というのである。

幕府の裁許は、惣別当の進退権を認め、別当が任符を下すことを正当とした。衆徒はこれを容易には受け入れず、文永9年関東下知状の相論でもこの問題で争っている。衆徒らは「帯文治・建久下知状、寺僧知行領者、数代之間、不取別当任符之由」と訴えたが、幕府は文永元年関東下知状を根拠にして退けた。ここに「寺僧相伝師跡之時」に惣別当が任符を下すことが、幕府の裁許をもって確認されたのである。

幕府の裁定は「寺務之仁」だから当然任符を下す権限があるというもので、先例とは別の次元での判断である。しかし平泉における実態はどのようなものだったか。そもそも惣別当がお

かれて70年余りたった文永年間の段階でこうしたことが争われていること自体、注目すべきだろう。相論における一方の主張を鵜呑みにすることは危険だが、それでも衆徒のいうようにそれまで別当は通常は任符を下さず、寺僧の師資相承は衆徒内の秩序で自律的になされていたのだろう。この点に限っていえば、惣別当による衆徒所領支配にはルーズな側面があったのではなかろうか。

現存する最も古い任符は、建治2(1276)年2月24日平泉両寺別当前権大僧都安堵状である(町史30)。僧円喜に道毫阿闍梨が譲与した光勝寺修正田を安堵する内容で、行上に署名しているのが他ならぬ惣別当最信である。冒頭の2字は欠損のため判読しがたいが、これ以降の同趣旨の文書から推して「補任」と書かれていたはずで、任符と呼ぶにふさわしい。道毫の譲状はこれより8年も前の文永5(1268)年のものであり、文永9年関東下知状で幕府があらためて惣別当の任符発給を正当化してよりもさらに4年近く経過している。ここに任符発行に抵抗する衆徒の姿をうかがうこともできよう。

これ以降「中尊寺文書」のなかから任符をさがすと、弘安7(1284)年3月11日補任状(町史33)・延慶2(1309)年7月2日補任状(町史47)・正和2(1313)年3月7日補任状(町史48)がある。またこれに代わる惣別当の外題安堵は、正安2(1300)年閏7月18日阿闍梨寛西議状の実助の外題(町史41)、正和2(1313)年12月18日付けの2通の権律師行盛議状にある正和3年3月15日の外題(町史49・50)、正和3(1314)年12月25日権律師行盛議状の嘉暦3(1328)年10月1日の外題がある(町史53)。惣別当による安堵と任符発給あるいは外題安堵は、それなりに定着したといえよう。

その意味で文永の相論は惣別当―衆徒関係のひとつの転機ではあった。ただしこれを惣別当の支配の強化、衆徒の敗北とするのは早計だろう。後述するように次の惣別当盛朝の弘安年間に、もうひとつの転機が訪れる。それも含めて評価しなくてはならない。

4. 権別当

惣別当が配下の僧侶を権別当(別当代)として平泉に派遣していたことがよくわかるのも、この時期である。文永元年関東下知状の相論で惣別当の沙汰雑掌を勤めた権別当榮賢は、裁許の前年の弘長3(1263)年に権律師から律師に昇進したが、衆徒は榮賢が成功のために新儀の課役を課したと主張した。文永9年関東下知状の時にもこの問題は蒸し返され、衆徒は「別当代弘長元年五月廿一日状」を帯して新儀課役賦課を訴えている(町史29)。また建武元年言上状(町史61)には、「先別当代官壱岐阿闍梨最清」のことがみえる。的庭をつくろうとして草木を焼き払い、成就院を類焼させてしまうという失態を演じた人物である。遠藤論文は、最清を惣別当最信の代官で葛西氏一族と推定する。

惣別当による権別当の派遣は以前にもあったかもしれない。しかし権別当と衆徒との対立が先鋭化したのは最清の時代だろう。権別当の存在自体は訴訟での争点になり得ないが、衆徒と権別当との日常的な対立が文永の相論の底流にあったのは疑いない。そしてこの問題は次の盛朝の時代にある種の決着がつくのである。

5. 惣別当の寄進と裁許

衆徒と惣別当との対立が最高潮を迎えたこの時期だが、もちろんそれでも両者の関係は対立ばかりではない。弘長元(1261)年9月25日付で、両寺権別当権律師は衆徒の阿闍梨永栄に瀬原村の畠を経蔵文殊講油畠として寄進している(町史26)。この権律師は弘長3(1263)年に律師に昇進した榮賢である。寄進状には「両寺貫首御息災延命、寺中安穩所令寄進也」のために寄進するとある。文永元年関東下知状で榮賢は、「最初別当賢祐令寄進講田、以来無縁之衆徒歎申之時、

為寺中興隆，寄置講田・給田・祭田事，及百陸拾町敷，是併寺僧之依怙，別当之進止也」と述べているが、惣別当や権別当が衆徒に田畠を寄進することは確かにあった。

文永9年関東下知状では、行朝の小山薬師堂免田や勝弁の金色堂免田など、個々の衆徒の個別の所職が争点となっているが、そのなかに白山講田1町・屋敷1所をめぐる衆徒永幸と別当方寺僧公賢との相論があった。論所の本主は印鑱なる僧で（健保5年に改易された惣別当理乗房と同名）、永幸は寛元4(1246)年11月20日印鑱讓状と有賢の弘長元(1261)年讓状をもって相伝所帯と主張した。一方公賢は「就印鑱寛元二年讓状，文永五年別当裁許之由陳之」とある。幕府は「別当就先判状，加下知之条，令相違敷」として、永幸の領知を認めた。注目したいのは、永幸と公賢との相論がいきなり幕府法廷に持ち込まれたのではなく、文永5(1268)年に惣別当のもとで争われ、そこで一旦は裁許が下されていることである。もちろん永幸がその裁許に不満があったからこの訴訟に及んだのだが、惣別当のもとでの裁判が機能していたことを確認したい。文永元年関東下知状にも、「寺僧等令相論之時，別当成裁許状之条，両方申状無相違敷」とあり、相論がある場合には別当の裁許を求めたことは衆徒自身が認めているところである。当然といえば当然だが、衆徒と惣別当が対立することの多かった文永年間といえども、惣別当の裁判権が機能していたのである。

3節 盛朝

盛朝は北条時盛の子で、後に鎌倉永福寺の別当となり、正応5(1292)年9月に死去した。盛朝以降の惣別当は、確認される限り、北条氏一族で寺門派天台宗の僧侶が続く。盛朝が惣別当に就任した時期は不明だが、最信罷免の建治3(1277)年をそう降ることはないと言われる。

弘安3(1280)年5月25日に衆徒永栄は朝賢に経蔵領骨寺村以下の所職を譲与した(町史32)。弘安7(1284)年3月21日下文は朝賢にこれらの所職を安堵した任符といえる(町史33)。案文のため花押を確認できないが、発給者として袖判をしたためたのが盛朝だろう。文永の相論で争点となった惣別当の任符が、この時期には定着しつつあった。ただしこの下文には「為別恩所令補任也」とあって、単純な安堵ではなかったらしい。

1. 惣別当体制の改編と権別当

弘安から正和年間にかけて、中尊寺には大きな出来事がいくつかあった。最大のものは、冒頭でも述べたように佐藤建治(2005)が明らかにした平泉惣別当体制の改編である。弘安10(1287)年に幕府はそれまでの惣別当が中尊寺・毛越寺を一括して支配する体制を変更し、それぞれに惣別当を配置することとした。

これにともなって、もうひとつ重要な変更があった。惣別当が派遣していた両寺権別当は廃され、各寺院の衆徒から権別当が任命されるようになったことである。中尊寺では文永年間の訴訟で衆徒の中心となった行朝が権別当に就任し(町史59)、両寺惣別当から中尊寺のみの惣別当となった盛朝のもとで、行朝が衆徒の自治を代表するようになる。拙稿(菅野2013)で述べたように、あらたな惣別当-衆徒の関係が形成されたのである。

最信の時期に先鋭化した権別当と寺僧との対立の構図はここに解消した。そして権別当を媒介とする惣別当-衆徒の関係は、その後それなりに機能した。健保5年の印鑱の更迭、承久元年の相論、最信時代の一連の訴訟など、衆徒と惣別当の対立はしばしば幕府法廷に持ち込まれてきたが、そうしたことは弘安10年以降は確認できない。

2. 堂塔修理

この変化の過程で、この時期最大の問題である堂塔修理もある程度の前進を見せたように思われる。建武元年中尊寺衆徒等言上状(町史61)には「被補越後助法印盛朝於^{相州一族}寺務之時、依代々別当不法、嚴重御願寺令滅亡之上者、任先例為衆徒沙汰、専修理造営、全仏聖灯油、可致御祈禱之由、衆徒等支申之処、盛朝法印属矢野豊後権守倫景^{時奉行人}、修造事、為別当沙汰、五箇年内、可終其功之由、弘安十年八月九日捧請文」とある。修理を要求する衆徒に押されるかたちで、盛朝は弘安10年8月9日に、5年以内に修造する旨の請文を幕府に提出した。建武の言上状は盛朝による修理を、「以顛倒之古材木等、本堂計如形」造立しただけだと非難するが、この言上状は幕府滅亡直後に足利氏あるいは陸奥国府に保護を求めて提出されたものである(註4)。盛朝以後の惣別当に北条氏一族が相継いだことを述べるにあたっては、当然ながら、彼らが堂塔修理に消極的であり、あるいは無力だったことをことさらに強調している。額面通りに受け取るべきではない。

実際、正応元(1288)年10月には金色堂覆堂が建立され、その棟札には將軍惟康親王の仰せをうけた修造であることが、執権北条貞時・連署大仏宣時の名とともに記されていた。もちろん、惣別当盛朝、権別当行朝、金色堂別当朝賢の名もみえる(町史36金色堂覆堂棟札)。惣別当と衆徒のあいだの緊張関係がすべて解消したわけではなからうが、盛朝は衆徒の要求にこたえるべく幕府中枢へ働きかけ、本堂造営、金色堂覆堂造営実現のために相応のつとめをしたのだろう。なお正安2(1300)年3月20日に法眼頼賢が金色堂免田等を頼勝に処分した際の讓状に、「去弘安九年九月廿二日先御代盛朝法印御房令進公方給御状」が副進されていた(町史40)。弘安9(1286)年9月にも盛朝は幕府に文書を提出していたのであり、それは金色堂別当の頼賢の手に残されたのだから、覆堂造立に関わるものだろう。この事業における盛朝の役割は正当に評価されるべきである。

建武元年言上状によれば、この時期は毛越寺でも衆徒と惣別当宴信僧都が幕府に「相共申子細」している。これをうけて幕府は、宴信に別当の沙汰として修造する旨の請文を提出させるとともに、弘安11(1288)年4月23日関東下知状をだして新熊野社領大田荘預所得分を毛越寺修理に宛てさせた。大矢邦宣(1987)がいうように正安2年は文治5年奥州合戦で泰衡が死去した百回忌にあたっており、それに向けた衆徒の仏神事興行・堂塔修理を求める動きが大きなたかまを見せたことは想像に難くない。衆徒の要求を背景にして、毛越寺惣別当宴信も盛朝と同様に応分の働きをしたのだろう。

3. 葛西氏との相論

またこの時期、平泉の僧侶と葛西氏の争いが相継ぐ。正応元(1288)年7月9日関東下知状(町史35)は、中尊寺・毛越寺衆徒が葛西宗清・時員・親時を訴えた訴訟の裁許状で、争点は磐井・胆沢郡の山野の用益権だった。僧侶たちは「採用彼草木之処、地頭背先例、充行公事課役」したことを不法とし、幕府は兩使沼倉行運・和賀行盛を派遣し絵図を注進させた上で、問題の山野が「寺家為件領内之間、致違乱之条、為不便之儀敷」と僧侶らの勝訴とした。この山野草論は弘安8(1285)年にははじまっており、そのことは裁許状に「宗清背代々御下知、先年成煩之間、弘安八年之比経上訴之処」とあり、また「時員背代々御下知、山野草木違乱之上、以寺領土民、召仕狩以下雑役、宛取錢貨之間、弘安八年訴申畢」ともあることからわかる。

ところで嘉元3(1305)年3月日中尊寺衆徒重訴状(町史44)には、「如宗清正応訴状者、帶御下文催取兩國所濟物、令配分寺社等由、重々段々承伏畢」、また「同状(宗清二答状一引用者)

云、如正応相論者檢断事也、非布施物相論之上者、争可有訴状違目哉云云取詮、此条正応相論、為檢断并仏神物沙汰之条、御下知明鏡之由、先段言上畢」と、正応の相論のことがみえる。ここにみえる正応の相論は、正応年7月関東下知状のそれとは明らかに争点が異なり、もうひとつ同時期中尊寺衆徒と葛西宗清とのあいだで訴訟があったことになる。檢断権について争われたことは明らかだが、嘉元の時点で衆徒らがいうように葛西氏の仏神物沙汰未進が問題になっていたかどうかは定かでない。

4 節 実助

盛朝の次の惣別当実助は名越宗長の子で、聖護院覚助法親王から伝法灌頂をうけた人物である。惣別当就任の時期ははっきりしない。正安2(1300)年潤7月18日阿闍梨寛西免畠相博状に安堵の外題をしたためたのは実助だが、「任相博状不可有相違者也、別当権大僧都(花押)」とあるだけで日付はない(町史41)。辞任の時期は遠藤論文の指摘のとおり正和2(1313)年から3年のあいだであることは確実である。

1. 権別当行盛と経蔵修復

正安3(1301)年に行朝に代わって讃岐法眼行盛が権別当に任ぜられた(町史59)。実助一行盛の体制で前代以来の堂塔修理が進められたようで、嘉元2(1304)年3月には経蔵が修理されている。その棟札には実助および権別当行盛・経蔵別当朝賢の名とともに、「依征夷將軍家之仰奉修理御経蔵一字」と、幕府の御願寺としての修理であることが記されていた。

2. 嘉元3年中尊寺衆徒重訴状

この時期、中尊寺衆徒と葛西氏との紛争が最高潮に達した。その格好の史料が嘉元3(1305)年3月日中尊寺衆徒重訴状(町史44)である。本書は従来もしばしばとりあげられ、また専論ともいうべき佐々木徹(2004)もあるので、ここでは永仁2(1294)年関東下知状と、これをうけた翌永仁3年12月14日葛西宗清去状について述べるにとどめる。ともに現存しないが、衆徒にとっては重要な文書だったはずである。

嘉元3年重訴状には、「永仁貳年御下知以前之未進者、為数十年之間、如同三年宗清去状者、諸社仏□事用途未進代仁、打渡田畠等事云々」とある。日付も不明であるものの、衆徒の主張にしたがえば、「永仁貳年御下知」すなわち関東下知状は、葛西氏に仏神事用途の未進を中尊寺に納入するよう命じた裁許状だった。

現存する中尊寺文書に葛西壱岐守宛の同年12月25日関東御教書があるが、これは「陸奥国平泉中尊寺衆徒申寺領山野事、重訴状遣之、背下知状致違乱之間、差遣使者之処、代官明資尚以不承引云々、招其咎歟、早任先下知状可令停止濫妨也者、依仰執達如件」というものである。すでに関東下知状が出されたにもかかわらず葛西氏代官明資がこれしたがわなかったことが書かれているが、この「下知状」が「永仁貳年御下知」と同一か否かは決めがたい。ただいずれにせよ、紛争は永仁のはじめより延々と継続していた。

永仁3年宗清去状は、重訴状に「如宗清永仁三年十二月十四日去状者、中尊寺衆徒被訴申諸社仏神事用途未進代仁打渡田畠等事」とあり、事書がわかる。しかしこの去り渡しは衆徒の期待通りには実行されず、「乍帶嚴重御下知、以数万貫未進捧不足注文、結句請取有名無実田地+年間得分、仮令貳百餘貫歟」という事態になった。去状から10年をへた嘉元の訴訟は、衆徒らが「不足注文」によって「有名無実」の田地を請取った損失の回復をめざしたものであった。

3. 衆徒内部の対立

もうひとつ、この訴訟で興味深いのは、永仁の訴訟以来衆徒側の沙汰雑掌をつとめた勝弁を、宗清が引汲したことである。勝弁は文永9年関東下知状の訴訟では、金色堂免田の領有を主張し、後に権別当になった行朝とならんで衆徒の中心となって訴訟を進めている(町史29)。彼は弘安9(1286)年10月25日に自筆譲状を書いて黒沢村地頭職等を同法の大夫阿闍梨頼賢に譲与したが(町史34)、頼賢は正応元(1288)年金色堂覆堂造立時の金色堂別当であり(町史36)、頼賢が正安2(1300)年3月20日付けで金色堂免田等を次の金色堂別当頼勝に譲与した際には、弘安9年勝弁譲状が副進されている(町史40)。そのような有力な衆徒が葛西宗清に引汲されたことは、ゆゆしき事態であったに違いない。背後にあったのは衆徒内部の対立だろう。

衆徒内部の問題といえば、もうひとつ事件があった。延慶2(1309)年7月2日補任状で、実助は大長寿院免田1町1段などを「闕職」として権別当行盛に宛行ったが、そこに「頼潤相承之由雖申之、於頼潤者、依有条々不調子細、令停廢当寺交衆之旨、捧衆徒一同連署起請文、支申之間、不能令補任」とある(町史47)。頼潤が相承した所帯の安堵を惣別当に申請したのに対して、権別当を中心とする衆徒は、頼潤に「不調子細」があり、衆徒一同の連署起請文により交衆から廢したことを訴えたのである。実助が頼潤相伝の所職を「闕職」として没収したのは、衆徒の要求を容れた措置である。

頼潤と衆徒の争いはなおおさまらなかつたらしい。2月6日付実助書状は、「□(頼)潤申奸訴条々、同金色堂別当職、□(并)同仏具以下紛失由事、当堂別当頼勝捧注文申子細候、以此旨可令披露給候哉」というものである(町史63)。本書は延慶2年かあるいは翌年のものだろう。幕府奉行人宛の挙状である。頼潤は幕府に訴え、これに対抗して金色堂別当頼勝が注文を提出し、実助がこれを取り次いだのである。延慶2年補任状の「不調子細」が、金色堂別当職をめぐる争いと仏具紛失の責任問題だったことがわかる。

ある程度の衆徒を抱える寺院では衆徒間の対立が存在するのはむしろ普通だろう。また中尊寺でもこの時期はじめてこうした問題が出現したわけでもなかろう。ただ実助の時期には、その様相が具体的にわかるところが興味深い。

5節 某・春助・定助・朝演・朝宗

1. 実助から某へ

正和2(1313)年3月7日付けで権律師公円を中尊寺学頭職に補任し、学頭職免田1町等を安堵した「別当法印権大僧都(花押)」は実助だが(町史48)、権別当の行盛が正和2(1313)年12月18日付けで弟子行賢に宛てた譲状(町史49)に、正和3(1314)年3月15日付けで「任此状、不可有知行相違之状如件」と安堵外題を加えた「別当(花押)」とは花押が異なる。したがってこの間に実助が辞して新たな惣別当が就任したことは揺るがない。問題はこの正和3年の安堵外題の惣別当が誰かということである。建武元年中尊寺衆徒言上状(町史61)の記事からすると春助が該当しそうだが、平論文によれば春助は嘉暦3(1328)年7月に26歳で死去しており、逆算すると正和3年ではまだ12歳である。実助と春助のあいだにもうひとり別の惣別当がいたとせざるをえない。

ところで行盛は同じ正和2年12月18日付けで舎弟阿闍梨行秀にも譲状を与えたが、こちらには「先寺務御補任状」が副進されていた(町史49)。この補任状は先述の延慶2年7月2日実助

補任状だから(町史47)、「先寺務」は実助のこととなる。つまり実助は正和2年12月段階ですでに辞していたのである。

2. 宋本一切経をめぐる事件

この惣別当の交代の間隙を縫うかのように大きな事件がおこる。宋本一切経召し上げの動きが起こったのである(鈴木1997, 菅野2013など)。当然のことながら衆徒の抵抗はすさまじいものだった。正和2年極月吉日中尊寺衆徒訴状案がそれを物語る(町史51)。この一切経「七千余巻」は藤原清衡が十万五千両の沙金を「宋朝帝院」に送り、「万里之波濤」を凌ぎ渡来させたものである。もし「可被召上之由於被仰下」れば「鳥羽皇帝御願所金堂, 釈迦堂, 一切経蔵, 金色堂以下堂塔諸社伽藍, 不残一字, 皆々焼払而可成鹿鳥之栖旨」を衆徒一同の儀で決定した, とある。本書の宛先はおそらく新任の惣別当だろう。召し上げ問題の発端は「有名無実之僧」の「偽訴」にあるというだけで事件の詳細は不明だが, これによって衆徒と惣別当との関係は急速に悪化したのではないか。

3. 春助一定助一朝演

この謎の惣別当の後に春助が就任したのだろう。ただし時期は不明で, さらにその後の惣別当については一層やっかいな問題がある。このあたりの経緯については, 従来より建武元年言上状の次の記載に即して説明されてきた。

鎮守白山権現者, 鎮示夢想, 山王七社者, 常頭其失之間, 先別当備前助僧都春助沈于病床之刻, 云修理造営, 云仏神事等, 任先例可致精誠之由, 雖納願書於当社, 被死去之間, 令相伝彼跡於舍弟助阿闍梨定助之处, 翌年又定助令他界之時, 雖讓与件職於同舍弟助阿闍梨朝宗, 於未安堵, 迭年序之刻, 依関東乱逐電畢,

これは, 春助一定助一朝宗の兄弟が順次惣別当に就任したと読まれてきた。ただし, 中尊寺権別当職并相伝系図(町史59)には行円の権別当就任について, 「朝演御代嘉暦三年拜領」とあり, 嘉暦3(1328)年の惣別当が朝演であることは確実である。朝演を朝宗のあととすると, 朝宗が逐電するきっかけとなった「関東乱」が説明できない。惣別当が逐電するほどの「関東乱」は, 平論文がいうように幕府滅亡のことするのが妥当だろうが, 嘉暦3年に朝演が惣別当だったことも動かない。どのように解釈すべきか。

先述のように当該部分の主眼は, 盛朝以降の北条氏一族の惣別当が堂塔修理の義務を果たさなかった, あるいは果たせなかったことを強調するために書かれたものである。修理造営に精誠する旨の起請文を納めた春助はその失によって死去し, 失はさらに弟の定助・朝宗にも及んだことを述べたまでで, 3人の兄弟が順次就任したと解釈する必要はない。現存はしないが, 建武元年言上状には「先々別当次第」の1巻が副進されており, 言上状の本文に惣別当の就任順を書く必要はなかったのである。この点を確認した上で, 春助一定助のあとに朝演が惣別当となり, さらにその次の朝宗にいたって幕府滅亡となると考えたい。

それでも春助一定助の就任時期は不明だが, 朝演の就任時期は嘉暦2(1327)年早々ではなからうか。春助・定助は若年で惣別当に就いたものの, 病気などの理由でその任期は短かったはずである。そして朝演の就任により, 堂塔修理の動きがにわかに活気づく。

4. 大規模修理の動き

嘉暦2年3月, 衆徒は惣別当に宛てて「欲早云恒例寺役, 云堂社修理, 任先規, 被経巖蜜(密)御沙汰条々」を提出した(町史57)。そこには「寺役以下堂社破壊註(注)文」も副えられていた。注文作成のために, 相当に網羅的な堂塔および寺宝の現況調査があったのだろう。「本堂仏

像并惣門・塔婆以下、雖可為寺家御經營、一向為新造可為大營之間、帶御拳状令言上 公方事（畢力）」とあって、本来は「寺家御經營」すなわち惣別当が修造すべきだが、すべて新造が必要な大營であるので、惣別当の拳状をもって幕府に言上したいと述べる（あるいは前惣別当の時にすでに言上した、とも読める）。末尾に記された「相当寺務憲政御代、当寺繁栄有此時、早蒙御裁断、暫慰衆徒愁鬱」の文言からは、新任惣別当朝演への衆徒の期待が込められているように感じられるのだが、読み過ぎであろうか。

その後の経緯は建武の言上状に詳しい。衆徒の求める大規模修復のための費用は「一万余貫」で「難及別当力」いため、衆徒は幕府に「於関東便宜料所、可有御寄進之由、令言上」めた。朝演は拳状を出すなどして衆徒の要求を幕府に取りもったはずである。これをうけて幕府でも「為矢野伊賀入道奉行、嘉暦二年五月廿九日被経御評定」て、「仏像以下朽損次第」の実検を小野寺道亨らが実施し、これも同年11には終了して幕府の次の対応を待つばかりとなったが、「依京都鎌倉忽劇、自然令延引」めたという（註5）。「京都鎌倉忽劇」は幕府滅亡のことだろうが、嘉暦2年からはまだ多少の月日がある。幕府の支援が実現しなかったのは、何か別の理由によるものだろう。

嘉暦3(1328)年に信濃律師行円が権別当となるが、この時点ではなお大規模な修復の可能性があったに相違ない。翌年8月に行円は前少納言藤原輔方に依頼して天治3(1126)年3月24日藤原清衡願文の「奥書端書」を得たが、修復の動きの一環と理解される（町史11）（註6）。この年6月15日に行円の前任の権別当である行盛が、それまで借り受けていた熊野初穂用途銭20貫文の方に骨寺村田屋敷を10年紀で去り渡している（町史58）。うがった見方をすれば、権別当の任にあって、惣別当や幕府の要路に働きかけるための経費として、熊野用途銭が使われたかもしれない。

しかし幕府の援助は結局のところ得られなかった。その事情は知るよしもないが、支援を受けるためにそれなりの努力をした惣別当朝演も、このとき辞任したのではなかろうか。

5. 朝宗

鎌倉期最後の惣別当朝宗については、正慶元(1332)年10月3日権少僧都・沙弥連署書下（町史60）が示唆を与えてくれる。これは権別当に宛てて「可被尋注進条々」と11箇条につき報告を命じたもので、奉書形式ではないが、実質的な差出人は惣別当に相違ない。この命令に従って金色堂別当所職相伝系譜（町史補18）と権別当職并相伝系図（町史59）が作成されたと考えられる。拙稿（菅野2013）で述べた通りである。権別当は引き続き行円がその任にあった。

それにしても詰問ともいべき内容である。金色堂で長日供養法が退転しているが、金色堂の「所職相伝次第、云器量勘否」を注進せよとか、免田を引き募りながら寺役を懈怠するものがいるというが「名字之子細」を注し申せ、などというものであり、寺中の綱紀肅正にいそしむ新任惣別当の姿を彷彿させる。この書下を出させたのが朝宗だろう。権別当行円に対しても「為御代官乍令在国、不加催促、不及注進、共以無沙汰之条、併当寺荒廢之基歟」と手厳しいが、これは従前の惣別当－権別当の関係の批判でもある。行円らにはいい迷惑だが、朝宗は就任早々に支配の刷新をはかったのではないか。

建武元年言上状は朝宗について「於未安堵、迭年序之刻、依関東東乱逐電畢」と記す。年序を送るとするのは文飾で、未安堵、すなわち正式な惣別当就任の手続きを経なかったことをいいたいのだろう。実際、幕府滅亡により朝宗が逐電するのは「条々」の1年半後のことだった。

むすび

「中尊寺文書」を素材として、鎌倉期中尊寺の主なできごとを列挙してみた。もとより略史として概観をとらえることが目的であるから、個々の事件の意味を掘り下げることがしてない。また中尊寺という個別寺院に即して、惣別当と衆徒との関係の推移を検討するにとどまり、鎌倉幕府の平泉支配全体を論じるには至っていない。幕府の北方政策、あるいは寺社興行政策のなかでの位置づけも今後の課題である。ただし、惣別当最信から盛朝の時期は注目すべきだろう。惣別当はようやく衆徒の相伝に安堵をなし得るようになり、他方では衆徒は権別当を選出することで一種の自治権を制度として勝ち得るのである。背後には幕府の北方政策の大きな変化があったことが予想される。

奥州合戦後、幕府の御家人が荘園や郡郷の地頭職を獲得し、藤原氏時代の在来の勢力はその地位を追われ、歴史の表舞台から退場してしまう。しかしいうまでもなく、彼らが消滅したわけではない。平泉の衆徒は、在来の勢力が鎌倉時代をいかに生き延びたかを考える上で、貴重な手がかりを与えてくれる。すべての衆徒が藤原氏以来の由緒を持っていたわけではない。中尊寺には本供僧と新供僧がおり（町史28）、別当方寺僧もいた（町史29）。衆徒の構成は惣別当体制のもとで相当に変化したはずだが、それでも平泉にあつて藤原氏建立の寺院を守り続けたという点では、彼らはまぎれもなく在来勢力といえる。鎌倉期の奥羽を考える上で、平泉衆徒の動向は大きな示唆を与えてくれるように思う。

（註）

- (1) 二階堂行光がこの時期政所執事として鎌倉に在任していることは『吾妻鏡』で確認される。また「東南院文書」7月21日前信濃守奉書（『鎌倉遺文』4巻2386号）は建保6年のものとされ、ほぼ同時期の政所執事奉書であり、「宗像神社文書」建保5年7月24日関東下知状は次に述べる清原清定と連署したものである（同4巻2325号）。
- (2) 文永元年関東下知状は、前述の6月25日信濃守（二階堂行光）奉書とこの承久元年清原清定奉書をならべて同一の訴訟に関わるように記すが、前者は別当がこの日付で改替されたことをしめしているから建保5年の印鑑更迭を伝えるものであり、惣別当と衆徒との対立という底流は共通するにせよ、承久元年の事件とは区別されなければならない。
- (3) 本書に関しては、すでに佐々木邦麿(1975)が全体的な検討を加えており、佐藤建治(2005)も重要な指摘をしている。
- (4) この言上状の宛先および作成の経緯については、入間田(2005)による。
- (5) 矢野伊賀入道については、佐藤進一「鎌倉幕府職員表復元の試み」（同『鎌倉幕府訴訟制度の研究』岩波書店、1993年）嘉暦2—元徳元年の項を参照。なお拙稿(2013)では、建武元年言上状の記載をそのままに解釈して朝演を鎌倉期最後の惣別当としているが、これは訂正する。
- (6) ここでいう清衡願文はいわゆる輔方本である。これについては名見耶明「解説」（『日本名跡叢刊25、平安 中尊寺供養願文』、二玄社、1978年）・入間田宣夫「中尊寺供養願文の偽作説について」（東北芸術工科大学東北文化研究センター『研究紀要』12、2013年）を参照。

引用文献

- 遠藤巖「平泉惣別当譜考」(『国司談話会雑誌』17号, 1974年)
- 入間田宣夫「鎌倉幕府と奥羽領国」(小林清治・大石直正編『中世奥羽の世界』, 東京大学出版会, 1978年)
- 入間田信夫「鎌倉期における中尊寺伽藍の破壊・顛倒・修復記録について」(同著『平泉の政治と仏教』, 高志書院, 2013年, 初出は2005年)
- 大石直正「鎌倉時代の平泉」(『平泉町史』3巻「総説・論説編」), 1988年
- 大石直正「『吾妻鏡』と奥州合戦」『六軒丁中世史研究』10号, 2004年
- 大矢邦宣「中尊寺金色堂内両脇壇再考」『岩手史学研究』70号, 1987年
- 菅野文夫「中尊寺文書正和2年衆徒申状の周辺－鎌倉後期の中尊寺権別当－」(藪敏裕編『平泉文化の国際性と地域性』, 汲古書院, 2013年)
- 佐々木邦麿「中尊寺における顕密宗旨の再検討」(『大正大学研究紀要文学部・仏教学部』60, 1975年)
- 佐々木邦麿「中世中尊寺における言家方の軌跡」(『天台学報』17, 1975年)
- 佐々木徹「平泉諸寺社・伊沢正法寺と中世社会－南北朝期奥州葛西領における地域社会秩序の構造転換－」(『民衆史研究』68, 2004年)
- 佐藤建治「平泉惣別当体制と中尊寺衆徒・毛越寺衆徒」(入間田宣夫編『東北中世史の研究』上巻, 高志書院, 2005年)
- 鈴木亜紀子「正和二年中尊寺衆徒等申状について」(『中尊寺仏教文化研究所論集』創刊号, 1997年)
- 平雅行「鎌倉山門派の成立と展開」(『大阪大学大学院文学研究科紀要』40, 2000年)
- 高橋富雄「一中世文書からみた平泉問題」(豊田武教授還暦記念会編『日本古代・中世史の地方的展開』吉川弘文館, 1973年)